

障害者相談支援事業に関する消費税の取扱い等に係る調査結果について

調査期間：令和6年4月26日から5月17日（調査期間経過後も追加回答等あり）

回答数：1,257自治体 ※全1,741市区町村を対象

調査結果：以下のとおり ※回答のあった自治体においても、一部未回答の設問がある

Q1 障害者相談支援事業に係る令和5年度の事業費（契約ベース）を教えてください

・総事業費額：27,578,561千円

・1自治体あたりの平均額：22,476千円

Q2 これまでの障害者相談支援事業の委託料に係る消費税の認識について教えてください

設問選択肢・未回答	自治体数
① 消費税課税対象であると認識していた	430 (34%)
② 消費税非課税であると誤認していた	535 (43%)
③ 消費税課税対象であるか否か自体の認識が不明確であった	261 (21%)
未回答	31 (2%)

Q3 これまでの障害者相談支援事業の委託料に係る消費税相当額の予算措置について教えてください

設問選択肢・未回答	自治体数
○ 予算措置している	586 (46%)
○ 予算措置していなかった	550 (44%)
○ 確認中である	72 (6%)
未回答	49 (4%)

Q4 Q2 で①を選択した場合、契約締結時に委託先の事業者に対して、消費税に関する説明を行っていますか

設問選択肢・未回答	自治体数
○ はい	259 (60%)
○ いいえ	156 (36%)
未回答	15 (4%)

Q5 Q2 で①または③を選択した場合、委託先事業者の間で締結される契約書に、消費税相当額についてどのように明記していますか

設問選択肢・未回答	自治体数
○ 「税込」のように消費税相当額が含まれる旨を明記している	286 (41%)
○ 「内〇〇」又は「外〇〇」のように消費税相当額を明記している	156 (23%)
○ 明記していない	217 (31%)
未回答	32 (5%)

Q6 Q2 で①または③を選択した場合、消費税相当額を納付していなかった委託先の事業者はありますか

(注) 免税事業者は、消費税の取扱いについて正しく認識していたと扱ってください

設問選択肢・未回答	自治体数
○ 全事業者が消費税を非課税であると誤認していた	171 (25%)
○ 一部事業者は消費税の取扱いについて正しく認識していたが、一部事業者は誤認していた	142 (20%)
○ 全事業者が消費税を課税であると正しく認識していた	316 (46%)
未回答	62 (9%)

Q7 Q2 で、②を選択した場合、今回の事務連絡を踏まえた対応について教えてください

設問選択肢・未回答	自治体数
○ 今後の委託契約に当たっては、委託料に消費税相当額を上乗せして支払う方針。過去分の消費税、延滞税、加算税についても、委託先の事業者に支払い済み、または支払う方針である	456 (85%)
○ 今後の委託契約に当たっては、委託料に消費税相当額を上乗せして支払う方針。過去分の消費税、延滞税、加算税については、対応は未定である	53 (10%)
○ 検討中である（対応方針未定）	14 (3%)
未回答	12 (2%)